

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
民間保育園等の給付、監査業務電子化に向けた技術検証業務	R3. 10. 14	コニカミノルタ株式会社	5, 566, 000	<p>民間活力、ICT化による業務生産性の向上をはかるため、本市とコニカミノルタ社は連携協定を締結し、本市の個別業務の分析・検証に共同で取り組んでいる。その一環として、令和元年度、民間保育施設10施設の実地調査を行い、保育所・保育士が抱える負担感の軽減・解消に向けた方向性をまとめた。令和2年度は、このうち、施設と市の双方にとって大きな負担となっている定例行政報告や補助金申請書類の作成について、ICT化による負担軽減を検討することとし、まずはモデル園での技術検証を行い、その成果をもって本格導入に向けた検討を行う。</p> <p>技術検証にあたっては、これまでの分析・検証の過程で得た知見やノウハウが不可欠となることから、契約の目的を達成するため、当業者に委託するものである。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>	こども家庭局 幼保事業課 (TEL：322-6856)
ひとり親世帯神戸市臨時給付金支給対応業務	R2. 12. 4	株式会社野村総合研究所	1, 091, 200	<p>神戸市独自で実施するひとり親世帯神戸市臨時給付金（以下市独自給付金）の受給対象者は国実施のひとり親世帯臨時特別給付金（以下国給付金）の受給者が対象となる。国給付金対象者の抽出及び支払データの作成業務は、(株)野村総合研究所へ委託している。本給付金の初回支払は令和2年中を予定しており、迅速な対応が必要となることから、国給付金と一体的に対応する必要がある。</p> <p>また、国給付金は児童扶養手当の受給者が対象であり、口座情報等は児童扶養手当システムにより管理されている。児童扶養手当システムは、神戸市福祉情報システムのサブシステムとして追加されているので、本システムに関する十分な知識を有し、保守に携わっている業者でなければ対応が難しいと考えるため、当業者に委託するものである。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>	こども家庭局 家庭支援課 (TEL：322-5214)
こべっこあそびひろば・六甲アイランドの開設準備業務	R3. 1. 15	株式会社日本ディケアセンター	87, 670, 000	<p>当該事業者は、こべっこあそびひろば・六甲アイランドの令和3年度以降の指定管理候補者であり、当該施設整備に関する提案者である。先の指定管理者評価選定委員会では、プロポーザル方式に則り、設置遊具や内装整備の提案内容に加え、それらの整備を前提とした運営についての提案を受け、その内容を総合的に採点・評価したうえで、当該事業者を選定した。このように、当該施設の整備とその後の運営については、密接不可分の関係にあり、別事業者との契約では、当施設の運営準備という契約目的を達成できないため、当業者に委託するものである。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>	こども家庭局 こども青少年課 (TEL：322-6399)

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>病児保育事業の委託契約</p>	<p>R3. 2. 1</p>	<p>地方独立行政法人 神戸市民病院機構 神戸市立医療センター西市民病院</p>	<p>1, 543, 200</p>	<p>当該事業の実施にあたっては、実施機関と市内の他の医療機関との連携が不可欠である。小児科を有する医療機関に委託するほうが、病児の保育にとって他の医療機関との連携も含めて適切な対応ができると判断される。また、インフルエンザ流行時期等は病児保育ニーズが高く、利用したくても利用できない場合が多いが、当該施設は市立の病院であり、既存施設の補完的な役割を果たすことができると判断されるため、当業者へ委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>こども家庭局 幼保事業課 (TEL : 322-6849)</p>
<p>令和2年度年金制度改正に伴う児童扶養手当支給の改修業務（要件定義・基本設計）</p>	<p>R3. 2. 8</p>	<p>株式会社野村総合研究所</p>	<p>4, 092, 000</p>	<p>神戸市福祉情報システムは、株式会社野村総合研究所が、同社が著作権を有する福祉総合パッケージ「アソシエ」を基本として開発されたものであり、同社がその後引き続き続いて保守管理業務を行っている。児童扶養手当システムは、神戸市福祉情報システムのサブシステムとして追加されているので、本システムに関する十分な知識を有し、保守に携わっている業者でなければ改修できないため、当業者に委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>こども家庭局 家庭支援課 (TEL : 323-5214)</p>
<p>旧湊山小学校跡地利活用における学童保育施設整備の検討及び設計業務</p>	<p>R3. 2. 24</p>	<p>株式会社村上工務店</p>	<p>2, 310, 000</p>	<p>当該事業者は、湊山小学校跡地利活用事業（所管：行財政局資産活用課）の受託し、上記事業の実施計画の策定およびそれに伴う工事を行う者であることから、学童保育施設にかかる設計業務にあたっては全体の整備工事の設計と合わせて行うことで、施設の設備状況や利用者の導線や安全性を配慮した施設設計を期待できるため、当業者に委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>こども家庭局 こども青少年課 (TEL : 322-6399)</p>